

み え け ん

景観の届出

三重県景観計画区域内※¹では、建築物の建築等の行為について、あらかじめ届出（審査あり）が必要です。

■届出対象行為 注）熊野川流域景観計画区域内※²においては全ての行為が対象です

対象行為	規 模
1.建築物	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
2.工作物	・煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等：高さ13m超 ・電線路用の鉄塔等：高さ30m超 ・擁壁等：高さ5m超かつ長さ10m超 ・アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等：高さ13m超又は築造面積1,000㎡超 ・太陽光発電施設：高さ13m超又は太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積1,000㎡超 等
3.開発行為、土地の開墾 その他土地の形質の変更	行為に係る土地の面積3,000㎡超又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超
4.土石の採取、鉱物の掘採	
5.屋外における物件の堆積	行為に係る土地の面積3,000㎡超又は高さ5m超

※1三重県景観計画区域

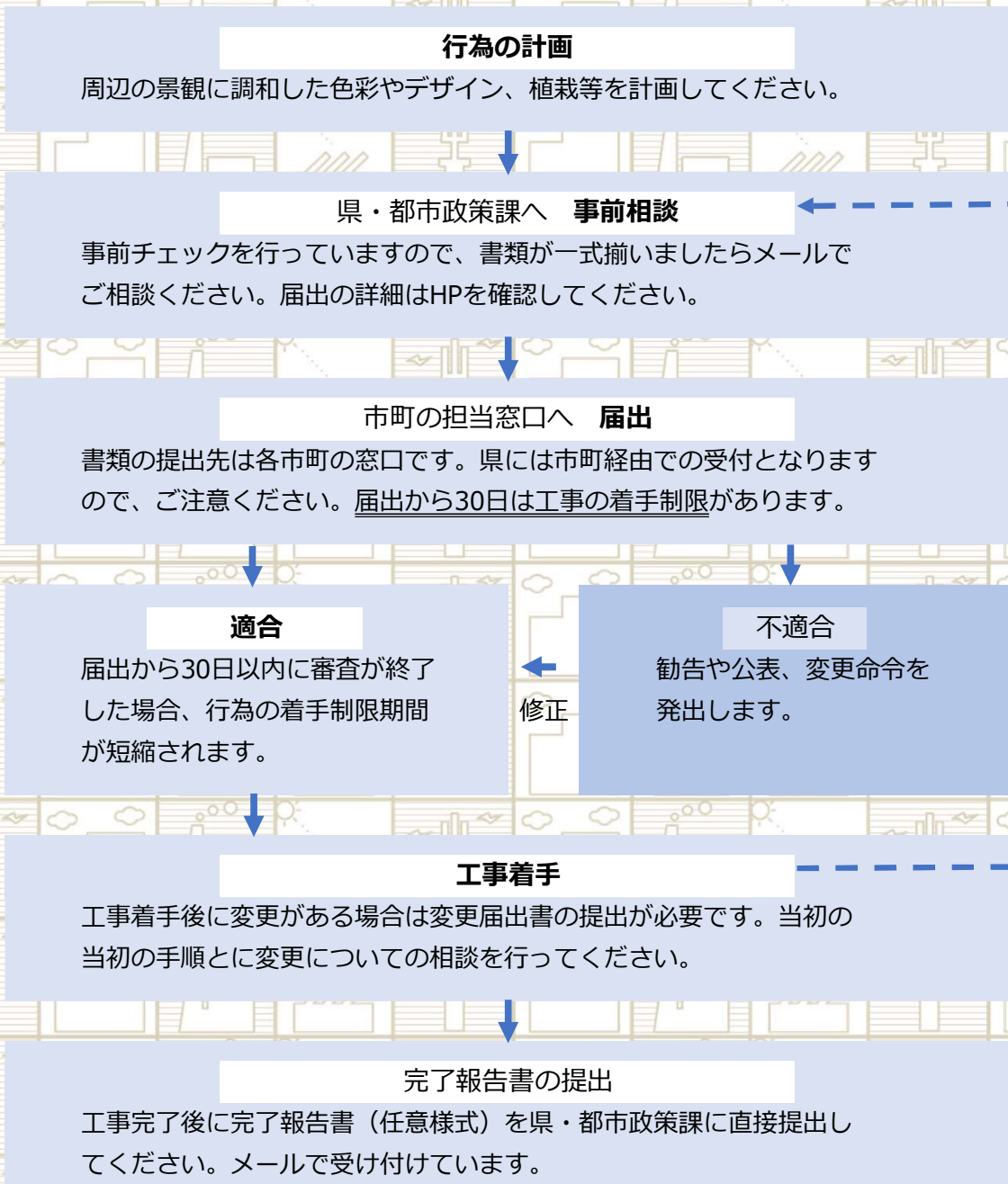
景観行政団体（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市）の区域を除く三重県全域（熊野川流域景観計画区域（※2）を除く）

景観行政団体である10市では、届出に関する事前相談及び審査等を各市で行っています。

※2熊野川流域景観計画区域

熊野市（小船、楊枝、和気）、紀宝町（浅里、瀬原、北桧杖、鮎田）

届出の流れ



届出の受付窓口

届出の

市

- ・名張市 都市計画室
- ・尾鷲市 建設課
- ・熊野市 建設課
- ・いなべ市 管理課

町

- | | | | |
|-------|----------|-------|-------|
| ・木曾岬町 | 建設課 | ・玉城町 | 建設課 |
| ・東員町 | 建設課 | ・度会町 | 建設水道課 |
| ・菰野町 | 都市整備課 | ・大紀町 | 総務企画課 |
| ・朝日町 | 企画情報課 | ・南伊勢町 | 管財契約課 |
| ・川越町 | 企画情報課 | ・紀北町 | 建設課 |
| ・多気町 | 建設課 | ・御浜町 | 建設課 |
| ・明和町 | まちづくり戦略課 | ・紀宝町 | 基盤整備課 |
| ・大台町 | 建設課 | | |

※景観行政団体である10市の受付窓口は各市にお尋ねください

問い合わせ先：三重県県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班
TEL：059-224-2748 ☒：keimachi@pref.mie.lg.jp

